

# 保証制度のポイント

## 小口零細企業保証(全国零細)・小口零細企業資金(県零細)

### 1 保証対象者

小規模企業者

#### ココをチェック!!

平成19年10月からの責任共有制度の導入による小規模企業者への影響を緩和するため、一定の要件を満たす小規模企業者を対象として、責任共有制度対象除外(100%保証)となる保証制度が創設されました。(全国统一制度および県制度)

### 2 資格要件

#### ココをチェック!!

県小口については、6ヶ月以上の業歴要件に該当する方が対象です。

#### ココをチェック!!

政令特例業種として指定されている宿泊業・娯楽業は従業員数20人以下が適用されます。

次のいずれかに該当する方

- ①常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種(信用保証協会の対象業種のことをいいます。)に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う方(下記②に掲げる方を除く)
- ②常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの
- ③事業協同小組合であって、特定事業を行う方又はその組合員の3分の2以上が特定事業を営む者である方
- ④特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下の方
- ⑤特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方
- ⑥医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方(上記①から⑤に掲げる方を除く。)

### 3 保証限度額

2,000万円

ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る

### 4 資金用途

運転資金・設備資金

### 5 保証期間

【全国零細】 運転資金：5年(据置期間1年以内含む。)以内

設備資金：10年(据置期間1年以内含む。)以内

【県零細】 運転資金：5年(据置期間6ヶ月以内含む。)以内

設備資金：10年(据置期間1年以内含む。)以内

### 6 その他

※要件として、借入総額が少額(本件融資を含めた保証付融資残高が2,000万円以内)である方が、対象となっていることから、この確認のために必ず事前照会を行ってください。

【県零細】

※経営指導特例分については、原則として引き続き6ヶ月以上商工会議所等の指導を受けている方が対象です。

#### ココをチェック!!

【県零細】は、固定の低金利(運転1.65%、設備0.65%)が適用され、お得です。

## 小口零細企業保証制度における「事前照会・回答システム」

◎当協会では保証審査の迅速化・効率化を図るため、本制度において「事前照会回答システム」を導入しています。(H20.1.15～)

※信用スコアリングで判別した一定水準以上の企業(法人のみ)を対象に、保証申込の諾否等を事前にFAXで照会、3日以内に申込可能額等を回答するシステム  
(スコアリング基準)CRD利用 保証料率区分第5区分(CRD評価46点)以上  
SDB利用 SO1～SO5

(注)同システムを利用する金融機関は、事前に信用保証協会と「覚書」を締結する必要があります。(下記[Ⅰ]の(3)②の場合)

### [Ⅰ]事前照会要件

- (1)保証対象:法人とする。
- (2)資金用途:運転資金とする。
- (3)次のいずれかに該当する法人:
  - ①信用保証協会における保証料率区分が第5区分(CRD基準)以上とする。
  - ②信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が前記①CRD基準と同等以上とする。  
なお、信用スコアリングに利用する決算書は保証申込日の直前期とする。

### [Ⅱ]事前照会の手順

- (1)保証料率区分もしくは金融機関の信用スコアリングが前記要件に該当した場合、金融機関は「事前照会書(小口零細企業保証)」(様式1)を作成し、ファクシミリ(郵送・持込可)で信用保証協会に照会する。  
(添付資料)  
決算書(未登録の場合)、商業登記簿謄本・定款(新規先の場合)
- (2)金融機関は事前照会書作成にあたり、当該保証の資格要件を確認する。
- (3)信用保証協会は、金融機関の照会に対し、できる限りすみやかに(原則として照会日の翌日から3営業日以内)保証申込の諾否等について、「事前照会回答書」(様式1)によりファクシミリで回答する。(※)  
なお、申込人の直近決算書が登録されていない場合は、決算書登録後の回答とする。  
(※)回答する金額については、当協会の判断により事業規模や必要運転資金、返済能力等を勘案の上、「申込可能額」として回答する。
- (4)金融機関は、回答書から30日以内に必要書類を整え、「事前照会回答書(写)」を添付し、信用保証協会に正式申込みを行う。

【事前照会書・回答書】

【覚書】

(備考)現在、県内4信用金庫と本「覚書」を締結